

外国人材共生基本法(仮称)について

(2024年5月23日)

梅田邦夫
外国人材共生支援全国協会 (NAGOMi)副会長

(目次)

(はじめに—日本経済の停滞と日本の国際的存在感の低下)

- 1. 日本の人口減及び日本在留外国人**
- 2. 日本在留外国人労働者**
- 3. 今後の予測**
- 4. 外国人材共生基本法（仮称）及び検討を要する課題**

(はじめに)

過去30年の日本経済の停滞、国際的存在感の低下は著しい(IMF資料)

- (1) 1995年、日本のGDP(名目国内総生産)は、約5.5兆ドル(522兆円、1ドル=94円)で米国に次いで世界第2位、世界経済に占める割合は17.8%を記録した。
- (2) その後日本経済は停滞し、2010年に約5.8兆ドル(506兆円、1ドル=88円)、中国に抜かれて世界第3位となり、世界経済に占める割合も8.7%に低下した。
- (3) そして2023年のGDPは、約4.2兆ドル(592兆円、1ドル=140円)でドイツにぬかれ世界4位となった。世界経済に占める割合も4.0%とピーク時(1995年)の4分の1以下となった。昨年のドルベースGDPの低下は、22年以降の円安の影響が大きい が、円ベースでも、この30年間のGDP増は約13%である。
- (4) 一人当たりGDPも1995年世界3位であったが、その後低迷を続け、2023年には世界34位にまで落ち込んだ。

1. 日本の人口減と日本在留外国人

○経済停滞の要因は多々あるが、要因のひとつは間違いなく、**人口減少**。日本人人口の減少は年々増大しているが、外国人人口の増加で緩和。

○国力＝ハードパワー(経済力、軍事力、科学技術力、人口等)＋ソフトパワー(文化力等)

人口減少は経済力のみならず、軍事力(例:人員が定員に満たない)、科学技術力(例:研究者の減少)等にも影響

(1) 日本の人口減 (総務省統計局、23年10月現在) – 日本の総人口(日本人＋日本在留外国人)は、1945年に約7200万人。1967年に初めて1億人を超え、2008年にピークを迎え、減少に転じた。

(イ) 総人口 (日本人＋在留外国人)

: 08年10月 (ピーク) 約1億2808万人→23年10月: 約1億2435万人 (15年で約373万人減)

(ロ) 在留外国人 (08年末→23年末) : 約222万人→約341万人 (15年で約119万人増)

(参考) 都道府県人口 (22年) : 北海道509万 (9位)、静岡県355万 (10位)、茨城県283万 (11位)

(ハ) 日本人の減少人数 (過去15年) : (イ) 約373万人＋(ロ) 約119万人＝約492万人

**日本人減少数は年々拡大: 12年ー約22万人減、15年ー約24万人減、17年ー約33万人減
19年ー約46万人減、21年ー約62万人減、22年ー約75万人減、23年約84万人減**

**(参考) 都道府県人口 (23年) : 鳥取県54万人 (47位)、島根県65万人 (46位)、高知県67万人 (45位)
徳島県69万人 (44位)、福井県74万人 (43位)、佐賀県79万人 (42位)
山梨県80万人 (41位)、和歌山約89万 (40位)**

2. 日本在留「外国人労働者」(2023年10月厚労省統計)

(イ)この10年間で外国人労働者人数は約2.9倍増(約72万人(2013年)→約204.9万人、対前年約22.6万人増、12.4%増)、過去最高人数、日本の全就業者数約6780万人の約3%

(ロ)国籍別(2023年)

- ベトナム人労働者人数が中国人を抜いて1位になった年:2020年、技能実習(2016年)
- 赤色の4か国がこの10年間に急増(2013年時点では、ベトナム以外は「その他」に分類)

- ①ベトナム人 約51.8万人(対前年12%増):10年前の約14倍、全体の約25%、技能実習、特定技能の50%以上はベトナム人
- ②中国人 約39.8万人(対前年3%増)
- ③フィリピン人 約22.7万人(対前年10%増)
- ④ネパール 約14.5万人(対前年23.2%増)
- ⑤ブラジル人 約13.5万人(対前年1.4%増)
- ⑥インドネシア 約12.2万人(対前年56.0%増)
- ⑦韓国 約7.1万人(対前年5.9%増)
- ⑧ミャンマー 約7.1万人(対前年49.9%増)
- ⑨タイ 約3.7万人(22年は「その他」に分類)
- ⑩ペルー 約3.2万人(対前年3.2%増)

(2013年 約72万人:①中国約30万人 ②ブラジル約9.6万人 ③フィリピン約8万人
④ベトナム約3.8万人 ⑤韓国約3.4万人 ⑥ペルー約2.3万人 ⑦以下「その他」)

3. 今後の予測：外国人材の有効活用失なくして「経済成長」も「国力維持」も困難

(イ)介護、農林水産、建設、外食、食品加工、製造業、輸送業等多くの分野で外国人労働者なしでは成り立たない現実

(ロ)外国人材受け入れに関するシュミレーション：22年2月価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)の推計(※)

・2030年の外国人労働者需要：419万人(23年比2.1倍)、供給ポテンシャル：356万人、需要・供給の差63万人

(※)前提：年平均成長率1.24%、高齢者・女性雇用、設備投資が促進された場合を想定

(ハ)この需給差を埋めるために、外国人材(向上心のある真面目な人材)の「定住化」促進が必要

(二)政府は「定住」「永住」を念頭に置いた共生政策を「なし崩しの」に推進：

①特定技能の分野および人数拡大(2024年4月、12→16分野、34.5万人→82万人に拡大、特定2号-家族帯同)

②外国人材の受け入れ共生のための総合的対応策(2018年12月以降毎年改定、23年217施策)

外国人との共生社会実現に向けたロードマップ(2022年策定、対象期間5年間)

③生活・就労ガイドブッカー日本で生活する外国人の方へ(16言語、2024年2月)

④日本語教育推進法(2019年、議員立法)

⑤永住許可制度の適正化(2024年、税金や社会保険料未払い者の永住権取り消しなど)

(ホ)強い社会、組織の在り方

・「強さ」は「違い」に宿る(There is strength in difference:(パーソンズ国際パラリンピック委員長)

一人一人の違いは集団的な強さとなり、活性化につながる一大相撲、野球、ラグビー、バスケット、サッカー代表チーム等

・性格も考え方も違う異質な者同士が集まった、「多様性」に富んだ組織ほど柔軟で変化に強い(永守重信、NIDEC会長)

4. 「外国人材共生基本法」(仮称:議員立法)を作成し、「国の意思」を明確にすることが必要な時代 :日系人受け入れ30年、欧州諸国(スウェーデン、ドイツ、フランスなど)の教訓を生かすべき

(1)基本法で明示すべき事項:

- ①外国人材受入れ理念、目的(活力ある日本社会の構築、日本の国力維持、人材育成、国際貢献等)
- ②日本として歓迎する人材像(自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有し、勤勉、向上心に溢れる人材
海外移住した日本人の子孫)
- ③国・地方公共団体の責務(日本の文化・生活習慣・教育・社会保障制度及び日本語を学ぶ機会の提供など)
- ④日本国民の責務(外国人材の人権尊重、共生の推進に寄与する等)
- ⑤外国人材の責務(日本法令の順守、文化・習慣の尊重)
- ⑥事業主の責務(雇用する外国人材の人権尊重、職業能力向上、日本語学習機会の提供など)
- ⑦啓発活動(共生社会構築の重要性に関する理解促進、外国人材の社会、経済、文化・スポーツ活動への参加促進)

(2)検討を要する課題 :

- ① 入国前(後)研修の義務化(日本語、日本の文化・社会保障制度・教育制度など)
- ② 社会分断・差別、治安への影響(例:埼玉県川口市クルド人と住民との軋轢)
- ③ 外国人子弟教育(例:学齢期子弟の教育義務化、就学していない児童への対応(含む定期健康診断)障害のある外国人児童への対応)
- ④ 高齢者の福祉施設整備(例:日本語が母国語でない高齢者対応、日系人の社会保障加入期間問題など)
- ⑤ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「留学」の適正化(偽書類の厳正審査など)
- ⑥ 厳格な「難民」政策の継続